

2025年2月20日

各 位

会 社 名 富士ソフト株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保  
(コード番号 9749 東証プライム)  
問合せ先 経営財務部長 小西信介  
(TEL 045-650-8811)

会 社 名 FK 株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

FK株式会社による  
富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

FK株式会社は、本日、別添の「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社（公開買付者）が、富士ソフト株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年2月20日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年2月20日

各 位

会 社 名 FK株式会社  
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

## 富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

FK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月20日より、富士ソフト株式会社（証券コード：9749、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが2025年2月19日をもって終了し、公開買付者が2024年9月6日から同年11月5日までを買付け等の期間として行っていた対象者株式及び新株予約権に対する公開買付けにより取得した対象者株式及び新株予約権と合算して、36,511,681株（新株予約権については株式に換算した数）（所有割合（※）：57.92%）の対象者株式及び新株予約権を取得することとなりましたので、お知らせいたします。

（※1）「対象者潜在株式勘案後株式総数」（（i）対象者が2025年2月13日に提出した2024年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（67,400,000株）に、（ii）対象者から報告を受けた2024年10月15日現在残存し、2024年11月20日現在行使期間が到来していた第5回新株予約権（1,089個）の目的となる株式数（217,800株）から、公開買付者が2024年11月20日現在保有する第5回新株予約権（1,013個）の目的となる株式数（202,600株）を控除した数（15,200株）を加算した数（67,415,200株）から（iii）2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（4,377,630株）（注2）を控除した株式数（63,037,570株））に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

（※2）対象者によれば、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の自己株式数4,379,229株には、対象者の持分法適用関連会社である株式会社日本ビジネスソフトが所有する対象者株式3,998株（所有割合：0.01%）の40%（対象者の株式会社日本ビジネスソフトに対する議決権割合）に相当する1,599株が含まれており、2024年12月31日現在、対象者が所有する自己株式数は、4,379,229株から1,599株を控除した4,377,630株とのことです。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

名 称 FK株式会社  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル 11階

##### （2）対象者の名称

富士ソフト株式会社

##### （3）買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

- イ 2022年3月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで）
- ロ 2023年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで）
- ハ 2024年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といい、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	41,650,969 (株)	12,133,398 (株)	— (株)
合計	41,650,969 (株)	12,133,398 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限（12,133,398株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,133,398株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式及び相互保有株式（株式会社日本ビジネスソフトが所有する対象者株式を指します。以下同じです。）についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数（41,650,969株）を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 対象者が2024年11月7日に提出した2024年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者発行済株式総数（67,400,000株）に、(ii) 対象者から報告を受けた2024年10月15日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数（769,800株）を加算した数（68,169,800株）から、(iii) 2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（4,386,929株）（注6）及び2024年11月20日現在公開買付者が保有する対象者株券等（22,131,902株）を控除した数（41,650,969株）になります。

(注6) 対象者によれば、対象者第3四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の自己株式数4,388,528株には、対象者の持分法適用関連会社である株式会社日本ビジネスソフトが所有する対象者株式3,998株（所有割合：0.01%）の40%（対象者の株式会社日本ビジネスソフトに対する議決権割合）に相当する1,599株が含まれており、2024年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数は、4,388,528株から1,599株を控除した4,386,929株とのことです。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2024年11月20日（水曜日）から2025年2月19日（水曜日）まで（59営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性  
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、9,850円  
② 新株予約権  
イ 第5回新株予約権 1個につき、1,277,000円  
ロ 第6回新株予約権 1個につき、1,139,600円  
ハ 第7回新株予約権 1個につき、333,100円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（12,133,398株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（14,379,779株）が買付予定数の下限（12,133,398株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後の公開買付条件等の変更の公告を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、2025年2月20日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	14,339,979 (株)	14,339,979 (株)
新株予約権証券	39,800	39,800
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—
合計	14,379,779	14,379,779
(潜在株券等の数の合計)	39,800	(39,800)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	214,133 個	(買付け等前における株券等所有割合 33.57%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)

買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	357,532 個	(買付け等後における株券等所有割合 56.05%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	629,211 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年8月9日に提出した第55期半期報告書に記載された2024年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式、相互保有株式、及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者発行済株式総数(67,400,000株)に、(ii) 対象者から報告を受けた2024年10月15日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(769,800株)を加算した数(68,169,800株)から、(iii) 2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(4,377,630株)を控除した数(63,792,170株)に係る議決権の数(637,921個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

三菱UFJ e スマート証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2025年2月27日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)

(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

FK株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上